

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定施設の構造等の変更の許可	
根拠法令・条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○瀬戸内海環境保全特別措置法（抜粋） （特定施設の設置の許可の基準）</p> <p>第6条 前条第1項の申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。 (2) 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。</p> <p>2 前条第1項の許可の申請に係る特定施設が前項第1号に該当する場合においても、同条第1項の許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。</p> <p>（特定施設の構造等の変更）</p> <p>第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 第5条第3項から第7項までの規定は第1項の許可の申請があつた場合（環境省令で定める場合を除く。）に、第6条の規定は同項の許可の申請があつた場合に準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>※（特定施設の設置の許可）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法 (7) 排出水の量(排水系統別の量を含む。) (8) 排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)その他環境省令で定める事項</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3か月
	標準処理期間を設定できない理由	